

償還猶予申出書

申 出 事 由 (該当する番号を○で囲む)	1. 第16条第6項第1号 (住宅又は敷地の被災)	2. 第16条第6項第2号 (育 児 休 業)	3. 第16条第6項第3号 (介 護 休 業)	4. 第16条第6項第4号 (疾病による無給休職)
猶 予 期 間 (猶 予 回 数)	申出日の属する月の翌月又は償還開始月から12ヶ月の範囲内で希望する期間 平成 年 月から 平成 年 月まで (毎月償還 回) (ボーナス償還 回)	育児休業の期間の範囲内で希望する期間 平成 22 年 3 月から 平成 23 年 5 月まで (毎月償還 15 回) (ボーナス償還 2 回)	介護休業の期間の範囲内で希望する期間 平成 年 月から 平成 年 月まで (毎月償還 回) (ボーナス償還 回)	疾病による無給休職の期間の範囲内(傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く)で希望する期間 平成 年 月から 平成 年 月まで (毎月償還 回) (ボーナス償還 回)
猶予の対象となる貸付種別	住宅・住宅災害・介護構造	一般・住宅・住宅災害・介護構造・教育・災害・医療・結婚・葬祭	一般・住宅・住宅災害・介護構造・教育・災害・医療・結婚・葬祭	一般・住宅・住宅災害・介護構造・教育・災害・医療・結婚・葬祭
毎 月 償 還 額	円	29,242 円	円	円
ボ ー ナ ス 償 還 額	円	105,472 円	円	円
償 還 金 猶 予 総 額	円	649,574 円	円	円
返 済 方 法 (番号を○で囲む)	① 定期償還と併せて均等額で返済する。 毎 月 償 還 平成 23 年 6 月 から 平成 24 年 8 月まで ボーナス償還 平成 23 年 ⑥・12 月 から 平成 23 年 6・⑫月まで ② 一回で返済する (平成 年 月に返済予定) ③ 二回に分割して返済する (第一回：平成 年 月に返済予定) (第二回：平成 年 月に返済予定)			
公立学校共済組合貸付規程第16条に基づいて、償還の猶予を申し出ます。 公立学校共済組合高知支部長 様 平成22年 2 月 10 日 申出者住所 〇〇市XX 12-34 申出者氏名 四石十華子 (印)				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 22 年 2 月 △ 日 所属所名 四万十町立〇〇〇学校 所属所長名 海洋堂 五郎 (印)				

- (注) 1. 「猶予の対象となる貸付種別」の欄は、現在借り受けている貸付種別のうち、該当するものを○印で囲むこと。
2. 「毎月償還額」「ボーナス償還額」の欄は、猶予の対象となる貸付種別の1回当たりの償還額の合計額を毎月償還・ボーナス償還毎に記入すること。
3. 「償還金猶予総額」の欄は「毎月償還額×毎月償還の猶予回数+ボーナス償還額×ボーナス償還の猶予回数」の額を記入すること。
4. 償還猶予の申出は毎月20日締切(必着)。
 ※ 償還猶予を希望する月の前月の20日までに提出すること。